

○日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例

平成7年12月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項および第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法および地区計画等の原案に対する意見の提出方法ならびに地区計画等の原案の申出の方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成31年条例6号〕）

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画の原案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置および区域

(2) 縦覧場所

(説明会の開催)

第3条 町長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報誌への掲載等を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見を町長に提出しなければならない。

(地区計画等に関する申出方法)

第5条 法第16条第3項に規定する者は、個人または共同で、地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更または地区計画等の原案について、町長に申し出ることができる。ただし、第2条に規定する公告後は、同条に規定する縦覧に供された地区計画等の原案に係る区域が含まれる計画については、申し出ることはいできない。

2 前項の規定による申出に当たっては、地区計画等の原案の対象となる土地の区域内の土地（国または地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）について、所有権または建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有する当該区域内の土地の総地積と同意した者が所有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の総地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となつて

いる土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。

(追加〔平成31年条例6号〕)

(申出に対する措置)

第6条 町長は、前条に規定する申出があった場合において必要があると認めたときは、当該申出に係る地区計画等の案を作成する等必要な措置を講ずるものとする。この場合において、町長は、当該申出内容について日野町都市計画審議会条例（昭和47年日野町条例第25号）に規定する日野町都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(追加〔平成31年条例6号〕)

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(一部改正〔平成31年条例6号〕)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。